

議案第 67 号

京丹後市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を京丹後市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

京丹後市長 中山 泰

住 所 京都府京丹後市峰山町
氏 名 家原 淳

提案理由

京丹後市固定資産評価審査委員会委員である中西和政氏の任期が令和 7 年 6 月 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要がある。

議案第 6 8 号

京丹後市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を京丹後市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

住 所 京都府京丹後市大宮町
氏 名 本城 明彦

提案理由

京丹後市固定資産評価審査委員会委員である本城明彦氏の任期が令和 7 年 6 月 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要がある。

議案第 6 9 号

京丹後市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を京丹後市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

住 所 京都府京丹後市網野町
氏 名 山下 初乃

提案理由

京丹後市固定資産評価審査委員会委員である山下初乃氏の任期が令和 7 年 6 月 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要がある。

議案第 70 号

京丹後市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を京丹後市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

住 所 京都府京丹後市丹後町
氏 名 木下 智恵子

提案理由

京丹後市固定資産評価審査委員会委員である久保祐一氏の任期が令和 7 年 6 月 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要がある。

議案第 7 1 号

京丹後市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を京丹後市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

住 所 京都府京丹後市弥栄町
氏 名 室田 秀和

提案理由

京丹後市固定資産評価審査委員会委員である室田秀和氏の任期が令和 7 年 6 月 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要がある。

議案第 7 2 号

京丹後市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を京丹後市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

住 所 京都府京丹後市久美浜町
氏 名 大藪 昌代

提案理由

京丹後市固定資産評価審査委員会委員である辻田壽男氏の任期が令和 7 年 6 月 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任する必要がある。